

公開草案に対するコメントの公表

コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 15 号「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い（案）」

2. コメント募集期間

- 平成 17 年 10 月 19 日～平成 17 年 11 月 21 日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告第 9 号「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（平成 18 年 1 月 31 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	日本公認会計士協会（以下「JICPA」）
CL2	（社）日本貿易会 経理委員会（以下「日本貿易会」）

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
範囲		
基準（案） 第4項	1株当たり当期純利益の開示対象企業は、株式時価がある上場企業に限定し、公開会社以外に1株当たり純利益を計算表示する場合、準拠すべき基準としておくべきである。	開示対象企業は、法制度上、株式時価がある上場企業に限定されていないので、現状どおりとする。
用語の定義		
基準（案） 第5項	基準（案）第5項は、普通株式の定義を規定しているが、この定義では、議決権に制限のない株式に参加型の優先配当権のみを付加した株式のように、なんら株主の権利内容に制限のない株式も、普通株式となってしまう。1株当たり当期純利益の算定において、普通株式の概念はもっとも基礎的な概念の1つであるので、できるだけ誤解の生じないように定義すべきである。たとえば、「普通株式とは、会社法第108条第1項各号に定める種類の株式以外の株式をいう。」など、会社法の規定に基づき定義すべきである。	標準となるという文言が入っているので左記のような株式は、優先的であり標準ではないと考えられるので現状どおりとする。
字句の修正等		
基準（案） 第16項、45項	基準（案）第16項および第45項は「基準日」という用語を使用している。この基準日とは、会社法124条1項の基準日をさすものと思われるが、何の基準となる日かが明らかでないので、その点を明確にすべきである。	これまで同様、株主名簿における権利行使の基準日として明らかと思われるので現状どおりとする。
基準（案）	基準（案）第46項は、優先配当積立金や役員退職慰労積立金が剰余金の額を変動させる	修正する。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
第 46 項	のではなく、それらの積立金の積立て又は取崩しが剰余金の額を変動させるのであるから、表現を改めるべきである。	
基準（案） 第 54 項	基準（案）第 54 項で、「なお、わが国における従来の方法…」との記載があるが、「従来の方法」の定義が明らかではない。たぶん、企業会計基準第 2 号が公表される前の方法を指していると思われるが、この記述からでは、この公開草案が公表される前の方法を指しているとも考えることもできるので、「企業会計基準第 2 号公表前のわが国の方法」などとして、「従来の方法」の定義を明らかにすべきである。	「以前のわが国における方法」とする。
基準（案） 第 56 項	基準（案）第 56 項は、「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の目的は」というが、これは「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定目的は」とすべきである。	コメントのとおり修正する
指針（案） 第 11 項 (3)	指針（案）第 11 項 (3) は、「当期の配当後の配当に参加できる額」と記述しているが、この文言は分かりにくいので、「当期の優先配当後の普通株式に対する配当に参加できる額」など、その意義がわかるように変更すべきである。	普通株式と同様の配当でない場合も考えられるので現状のままとする。
1 株当たり当期純利益の算定		
	企業結合が行われたときに、持分プーリング法が採用されたときの 1 株当たり当期純利益の算定方法（特に、期間比較をするために算定される前期の 1 株当たり当期純利益の算定方法）が明らかでなく、実務上問題になるものと思われる。したがって、持分プーリング法が採用されたときにおける 1 株当たり当期純利益の算定方法の計算例を示すべきである。	「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」において算定方法について記載した。
	期中に分割型会社分割が行われた場合の 1 株当たり当期純利益の算定についても、期間比較をするために算定される前期の 1 株当たり当期純利益の算定方法が明らかではないので、その算定方法の計算例を示すべきである。	分割された事業に係る分割前の事業年度の当期純利益を算定する会計慣行がわが国にはないので、ここでは前期の 1 株当たり当期純利益の算定方法

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		について記載しないこととする。
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定		
実務対応報告（案）Q5	<p>MSCB、CoCos の取扱い</p> <p>(1)MSCB MSCB (Moving Strike Convertible Bond) のような転換価格の修正条項がついているものの場合、価格が大きく下がれば、転換価格も低い価格（時価の 10%ディスカウント程度）に修正され、発行する株式数も急増することが考えられる。このような商品が発行している会社の 1 株当たり当期純利益の算定方法について、例を設けて解説する必要がある。現行の基準・適用指針では、実務対応報告第 9 号「1 株当たり純利益に関する実務上の取扱い」によれば、期中に転換価格が修正された場合でも、それを反映しない取扱いとなっている。この点についても検討する必要があるのではないかと思われる。</p> <p>(2)CoCos 予め定めた特定の期間に普通株式の価格が一定の価格（転換価格とは異なる）を超えた場合に転換可能となる転換社債等（いわゆる CoCos）について、現行の基準・適用指針では、普通株式の価格が一定の価格を超えていない限り、潜在株式調整後の 1 株当たり当期純利益算定の対象外とされている。そのため、潜在株式調整後の 1 株当たり当期純利益の算出を回避する手段としてこのような商品が発行する例が見られた。米国では、CoCos について、潜在株式調整後の EPS の算定の対象とするようルールが改正が行われている。わが国でも同様の措置をとる必要が無いか検討するべきである。</p>	<p>現行の実務対応報告では、転換仮定方式では当期首（又は発行時）に転換を仮定することから、当期中に転換価格が修正されても潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益算定上の転換価格を利用することが適当とされている。</p> <p>今回の改正目的でないため、改正対象としないこととする。</p>
実務対応報告（案）Q4	<p>外貨建転換社債型新株予約権付社債を一括法により会計処理する場合に損益計上される換算差額についても、転換負債の当期純利益調整額として、その取扱いを明記すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>本公開草案は、現行の会計処理が前提とされているが、実務対応報告公開草案第 16 号「会</p>	<p>換算差額も期首に転換された場合、発生しないので、転換負債の当期純利益調整額として明示する。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」の Q5 において示されている会計処理（外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側において、決算時等に換算差額が損益に計上される。）との整合を図るべきであると考えている。</p>	
1 株当たり純資産額の算定		
<p>指針（案） 第 35 項</p>	<p>公開草案で提案された「1 株当たり純資産」の取扱い 実務上の混乱を避けるため、貸借対照表に基づく「純資産」と BPS（1 株当たり純資産）を計算する際の分子の「純資産」は、できるだけそろえるべきである。分子の純資産額から「新株予約権」を控除すべきではない （理由） ①新株予約権を BPS の分子から除外した場合、実務上は大混乱が生じる ○企業会計基準公開草案第 6 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」では、貸借対照表の「純資産」に「新株予約権」を含めている。にもかかわらず、指針（案）では、BPS の算出においては、「新株予約権」を分子の純資産から控除することとしている。 ○企業会計基準公開草案第 6 号により、資本の定義が変わるだけでも市場関係者において相当の混乱が予想されるのに、さらに同公開草案による貸借対照表上の「純資産」と、BPS の分子の「純資産」が異なると、実務上大混乱が生じることが予想される。 ○BPS は主として投資家が用いる「投資指標」である。合理的に判断する能力を持った投資家でも、大量の銘柄に投資する場合、個別の銘柄についていちいち財務諸表を確認する時間的な余裕は無く、財務諸表を比較する代わりに ROE、EPS、BPS、PER、PBR などの投資指標を用いている。これらは新聞のみならず、アナリストレポートや会社四季報など、投資家が活用する資料に頻繁に用いられている。これらの投資指標については、一般的に、以下の関係が成立すると理解されている。</p>	<p>新株予約権は、権利行使された時点ではじめて、新たな払込金額とともに払込資本となり、普通株主に係る期末の純資産とは言えない。資本の部が、純資産の部に代わっても 1 株当たり純資産額は普通株主に関する企業の財政状態を示すこととしている限り、新株予約権の額を 1 株当たり純資産額の算定に含めることは妥当ではないと思われる。 なお、新株予約権については、従来から、1 株当たり純資産額の算定式の分子に含めておらず、また、純資産の部の中には、新株予約権以外にも含めない項目があり、新株予約権を含めないことにより大混乱が生じるとは考えにくい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p> $EPS = BPS \times ROE$ $PER = \text{株価} \div EPS$ $PBR = \text{株価} \div BPS$ </p> <p>市場関係者の話を聞く限り、今後、ROE を算定する際には、分母に「新株予約権」を含めることになると思われる。仮に BPS において「新株予約権」を控除すると、投資指標のベースが揃わないことになり、市場の混乱を招くと考えられる。</p> <p>○実務上の混乱を避けるためには、異なる取扱いとする積極的な理由が無ければ、貸借対照表上の「純資産」と BPS の分子の「純資産」を揃えた方がよく、普通株式を対象とする「新株予約権」は、分子の純資産に含めるべきであると思われる。投資指標がかえって投資家の混乱を招いたのでは、本末転倒であると考えられる。</p> <p>②新株予約権を、BPS の分子から控除する積極的な理由は無い</p> <p>○適用指針は、「普通株主」に帰属する BPS の算出を目的としている。指針（案）では、「新株予約権」を BPS の分子の「純資産」から控除する理由として、「普通株主に関連しない」ことを挙げている。しかし、「新株予約権」が開示企業（親会社）の普通株式を対象とする限りは、権利行使された際には、「新株予約権」の保有者は開示企業（親会社）の普通株主となるわけであり、普通株主と関連しないとは言えない。</p> <p>○「新株予約権」の対価が現金の場合、将来有利な価格で株式を取得する権利の対価として現金が払い込まれたわけである。これは、将来の権利行使の際に既存の普通株主から新しい普通株主(旧新株予約権者)に価値(持分)が移転することの対価として、新株予約権者から既存の普通株主に対して現金が支払われたと考えることができる。即ち、権利行使前の段階において既に、「新株予約権」の対価は普通株主に帰属していると考えられる。このように考えれば、「新株予約権」を分子の純資産に含めるべきと思われる。</p> <p>○「新株予約権」がストック・オプションの場合、対象者からの役務等の提供の対価とし</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>て、将来有利な価格で株式を取得できる権利が付与されることになる。役務等の価値は、「新株予約権」の付与時の公正価値で測定される。既存の普通株主から見た場合、役務等の提供により享受する利益と、将来の権利行使により自分たちから新しい普通株主（付与対象者）に移転する価値（付与時点では期待価値）を等価で交換したことになる。仮に、ストック・オプションの費用を計上する一方で、「新株予約権」を純資産に計上しなければ、役務等の提供と将来の持分の希薄化（の期待価値）を等価で交換したにもかかわらず、普通株主に帰属する純資産は減少することになる。そのように理解すれば、ストック・オプションについても、普通株主に帰属するものとして、「新株予約権」を分子の純資産に含めるべきではないかと思われる。</p> <p>○普通株式以外の株式の新株予約権は、普通株式に係る BPS ではなく、普通株式以外の株式に係る BPS の算出において分子に算入すべきである。1株当たり当期純利益との整合性を考えると、今後、ストック・オプションを費用計上することとなった場合、1株当たり当期純利益においては、ストック・オプションは費用計上という形で反映されるのに対し、1株当たり純資産では分子に反映しないこともバランスを欠くということになるのではないか。</p> <p>当たり当たり○新株予約権を新たに分母に含めて計算することになるであろう ROE との関係も複雑になる。新株予約権は、確かに現在の普通株主によって払い込まれたものではない。しかしながら、将来の権利行使により、既存の普通株主から新株主に持分が移転することの対価として、新株予約権者から現在の普通株主に対して現金の支払や役務の提供が行われたと考えれば、現在の普通株主の持分として考えることも妥当ではないか。</p> <p>○権利行使期間中に新株予約権の権利が行使されなかった場合、現金の払戻しや役務の提供や対価の支払いが、新株予約権者に対して行われるわけではない。新株予約権の対価はいわば払戻しの無い手付金のようなものとして普通株主に支払われたと考えられるのでは</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ないか。</p> <p>○権利行使期間中に権利が行使されなかった場合、現在の案では、新株予約権について会計上は利益に戻し入れられることになる。利益は「払込資本」ではないが、「純資産」の一部であり、権利が行使されなくても、戻入益は「純資産」には含まれる。戻入益は、「普通株主」、「普通株主以外の株主」両方に帰属するが、公開草案ではそれぞれに帰属する「純資産」両方から除外することとしており、このような取扱いが妥当であるか疑問である。以上の点を考えると、「新株予約権」については、1株当たり純資産算出において控除すべき項目ではないのではないか。</p> <p>○新株予約権の対価が現金であるか、ストック・オプションのように役務の提供であるかを問わず、いずれも将来の権利行使によって希薄化が生じうることの対価として公正価値が既存株主に対して払い込まれたものである。この対価は払い込み時点またはオプション付与時点で確定しており、既存株主に帰属する純資産の一部と考えるべきである。なお、潜在株式調整後 BPS の開示を求める意見もあった。</p>	
<p>指針（案） 第 35 項、第 57 項</p>	<p>指針（案）第 35、57 項において言及されている、1株当たり純資産額の計算上において、繰延ヘッジ損益を普通株式に係る期末の純資産額に含めることとしている。当該勘定は 1株当たり純資産額の計算に含められていなかったものであり、ヘッジ会計について国際会計基準や米国基準と日本基準に差異がある状況下、1株当たり純資産額についても差異が生ずるものでもある。従い、含めることが妥当と判断された理由について説明をお願いしたい。</p> <p>実務上の取扱いでは直接触れられていないテーマではありますが、当会のこれまでの公開草案へのコメントにある通り、1株当たり純資産額の計算上、従来含んでいなかった繰延ヘッジ損益を普通株式の期末純資産額に含めることとしている点に関し、国際会計基準・</p>	<p>評価・換算差額等を含めたため他の項目と区別する特段の理由はないということで、指針第 59 項に記載のとおりである。</p> <p>なお、国際会計基準、米国基準においては、1株当たり純資産額の開示が求められていない。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	米国会計基準と日本基準に差異が生じることになるため、純資産としての取扱いという結論に至った背景をお示し頂きたい。	
設例		
設例	<p>一株当たり純資産の設例について、上記新基準を考慮した設例を記載願いたい。</p> <p>設例 1-3(2)における注記において「その概要を注記することになる」とあるが、具体的な記載方法についても説明開示願いたい。</p> <p>設例 7 では前提として(5)にて持分変動差額は生じないと仮定しているが、持分変動差額が生じる場合の方が対応が困難と想定される為、持分変動差額が生じるケースについても設例を追記願いたい。</p>	<p>記載する。</p> <p>記載する。</p> <p>持分変動差額は、1株当たり当期純利益算定に固有の問題ではなく、また、これを剰余金とする場合も認められているため設例では示さないこととする。</p>
開示		
	1株当たり純利益の開示場所は、損益計算書の純利益の下に開示し、計算方法の開示は注記する旨明記すべきである。	従来どおり、一箇所にまとめて開示する方法も明瞭でよいと考えられる。
<p>基準（案）第 31 項</p> <p>指針（案）第 16 項</p>	<p>株式分割と同様の効果を有する事象が発生した場合の開示について、指針（案）第 16 項後段において、「同一種類の株式が交付される株式無償割当て」「時価より低い払込金額にて株式割当てが行われた場合に含まれる株式分割相当部分」がある場合、普通株式の期中平均株式数の計算にあたり株式分割と同様に取り扱うこととなっている。一方開示については、株式分割が行われた場合以外の記載が為されておらず（基準（案）第 31 項）、従いこれらの効果を有する事象が発生した場合の開示の取扱いについても明記すべきと考えます。</p>	明記する。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
指針（案） 第 38 項	<p>指針（案）第 38 項にて規定する開示項目において、貸借対照表上の純資産額、1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る期末の純資産額およびこれらの差額（普通株主に帰属しない金額）の主要な内訳を、追加することを希望する。今般の改正において、当該差額には、新株予約権および少数株主持分が含まれることとなり、多くの企業にとって、その金額は重要性が増すものと考えられる。こうした背景から、第 38 項に規定する開示項目において、「普通株式に係る期末の純資産額」の追加を希望する。</p>	<p>「注記することが望ましい」旨記載する。</p>
指針（案） 第 40 項	<p>指針（案）第 40 項では、「当期において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨及び前期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前期の 1 株当たり純資産額を注記することが望ましい。」とされているが、「注記する」とし、望ましいとの文言は削除すべきである。これは、以下の理由による。①指針（案）第 41 項では、「当期の貸借対照表日後、株式併合又は株式分割が行われた場合には重要な後発事象として取り扱うため、その旨及び前期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前期及び当期の 1 株当たり純資産額を、当該株式併合又は株式分割が行われた旨とともに注記する。」とされているが、この取扱いと平仄を合わせる必要があると考える。</p> <p>②基準（案）第 31 項及び第 32 項では、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の開示について規定されているが、上記と同様の経済事象についてはいずれも注記するとして望ましいとの文言を付していない取扱いとの平仄を合わせる必要があると考える。なお、望ましいとする場合は、実務上の混乱を避けるためその理由を明示すべきである。</p>	<p>現状のままとする。</p>
指針（案） 第 43 項	<p>基準（案）及び指針（案）において、これまで資産又は負債とされてきた繰延ヘッジ損益は評価・換算差額等に区分され、期末の純資産額に含まれることとされたため、改訂後</p>	<p>「注記することを妨げるものではない」旨記載する。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>の EPS 会計基準等の適用初年度は、繰延ヘッジ損益の分だけ 1 株当たり純資産額に影響を及ぼすことになる（指針（案）第 57 項）。指針（案）第 43 項において、当該変更は会計基準の変更に伴う会計方針の変更としては取り扱わないこととしているため、EPS 基準上は特に変更による影響額の記載が求められていないが、追加情報として影響額の開示を求める趣旨の記載とすべきである。</p>	
	<p>MSCB や CoCos を含め、希薄化効果の有無を問わず、期末に存在する全ての新株予約権の権利が行使されたと想定した場合に発行されることになる最大限の株式数(最大希薄化株式数)を注記するよう規定すべきである。最大希薄化株式数と現在の発行済株式数、定款上の発行可能株式数の比較は有意義な情報となる。</p>	<p>株主資本等変動計算書あるいはストック・オプションの注記他全体として記載されることとなっている。1 株当たり当期純利益の算定上の基礎においても、希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要を記載することとされており、現状のままの開示とする。</p>
	<p>基準が変更されても時系列比較を可能とするため、過去 3-5 年について新基準により遡及修正した EPS、BPS を開示するよう規定されたい。</p>	<p>1 株当たり当期純利益、1 株当たり純資産額も、改正前後で算出方法に変更はない。ただ、純資産の部に計上されることとなった繰延ヘッジ損益の影響があるのみである。その影響に重要性がある場合は追加情報で記載することも考えられるが、現在、会計方</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		針を変更した場合でも遡及修正までは求めていないため、規定しないこととする。
その他		
	財務諸表作成者、監査人、財務諸表利用者にわかり易くするため、適用指針と会計基準は、適用指針は、会計基準のアペンディックス（添付資料）などで一つにまとめるべきである。また、S F A S 128 号「一株当たり利益の計算」修正案のように判り易い基準を希望する。	海外も同様の形式を採用。SFAS128号修正案については公開草案段階でもあり、今後の参考としたい。
	旧会計基準の企業会計基準第2号についての取扱いを、新会計基準で明記すべきである。	基準番号は企業会計基準第2号のままである。会社法施行日後は、改正企業会計基準第2号が適用される。